

藤沢市教育委員会 8 月定例会会議録

日 時 2014 年（平成 26 年）8 月 20 日（水）
午後 7 時 30 分
場 所 森谷産業旭ビル 4 階 第 1 会議室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の決定
- 3 前回会議録の確認
- 4 議 事
 - (1) 議案第 1 6 号 市議会定例会提出議案（平成 26 年度藤沢市一般会計補正予算（第 3 号））に同意することについて
 - (2) 議案第 1 7 号 市議会定例会提出議案（藤沢市立西部学校給食合同調理場設置条例の廃止）に同意することについて
 - (3) 議案第 1 8 号 平成 26 年度（平成 25 年度実績）藤沢市教育委員会の点検・評価及び藤沢市教育振興基本計画の進行管理について
 - (4) 議案第 1 9 号 藤沢市図書館協議会委員の任命について
 - (5) 議案第 2 0 号 藤沢市スポーツ推進審議会委員の任命について
- 5 その他
 - (1) 第 2 期藤沢市教育振興基本計画の策定について
 - (2) 「いじめ防止対策」の進捗状況について
 - (3) 平成 25 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について
 - (4) 学校給食費の公会計化について
 - (5) 藤沢市立湘洋中学校津波対策の進捗状況について（報告）
 - (6) （仮称）アートスペース湘南の整備概要について
- 6 閉 会

出席委員

1 番 吉 田 早 苗
2 番 赤 見 恵 司
3 番 阪 井 祐 基 子
4 番 関 野 真 一 郎
5 番 井 上 公 基

出席事務局職員

教育次長	渡 部 敏 夫	生涯学習部長	中 島 直
教育部長	吉 田 正 彦	生涯学習部参事	上 野 進
教育部参事	小 林 誠 二	生涯学習部参事	小 野 政 行
教育部参事	杉 山 哲 己	総合市民図書館長	栗 原 かほる
教育部参事	村 上 孝 行	教育部参事	神 尾 友 美
教育指導課長	小 木 曾 貴 洋	学校施設課長	佐 藤 謙 一
教育総務課主幹	佐 藤 繁	生涯学習総務課主幹	藤 本 広 巳
教育総務課主幹	田 邊 義 博	生涯学習総務課主幹	織 部 朋 子
学校教育企画課主幹	石 井 宏 樹	スポーツ推進課主幹	牧 野 行 雄
教育指導課主幹	松 原 保	総合市民図書館主幹	五 島 陽 子
教育指導課指導主事	窪 島 義 浩	生涯学習総務課課長補佐	中 川 あをい
教育指導課指導主事	佐々木 貴	生涯学習総務課課長補佐	井 出 祥 子
学校給食課課長補佐	藤 岡 健 一	文化芸術課課長補佐	吉 村 通
学校施設課課長補佐	山 口 秀 俊		
書 記	西 山 勝 弘		

午後7時30分 開会

井上委員長 ただいまから藤沢市教育委員会8月定例会を開会いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

井上委員長 それでは、本日の会議録署名委員を決定いたします。本日の会議録に署名する委員は、1番・吉田委員、2番・赤見委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

井上委員長 それでは、本日の会議録に署名する委員は、1番・吉田委員、2番・赤見委員にお願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

井上委員長 続きまして、前回会議録の確認をいたします。

何かありますか。

井上委員長 特にないようですので、このとおりに承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

井上委員長 それでは、このとおりに承することといたします。

議事に入ります前に、議案第16号市議会定例会提出議案(平成26年度藤沢市一般会計補正予算(第3号))に同意することについて、議案第17号市議会定例会提出議案(藤沢市立西部学校給食合同調理場設置条例の廃止)に同意することについては、藤沢市議会定例会への提出案件であるため、また、その他(6)(仮称)アートスペース湘南の整備概要については、意思決定の過程である案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13号第6項のただし書の規定により、非公開での審議としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

井上委員長 ご異議がないようですので、議案第16号、第17号、その他(6)は、後ほど非公開での審議といたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

井上委員長 これより議事に入ります。

議案第18号平成26年度(平成25年度実績)藤沢市教育委員会の点検・評価及び藤沢市教育振興基本計画の進行管理についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

杉山教育部参事 議案第18号平成26年度(平成25年度実績)藤沢市教育委員会の点検・評価及び藤沢市教育振興基本計画の進行管理について、ご説明いたします。この議案を提案したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状

況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成する必要によるものです。

それでは、報告書の内容に沿ってご説明いたします。(報告書参照)

1 ページの点検・評価及び藤沢市教育振興基本計画進行管理の、実施方針、趣旨、実施方法等は記載のとおりです。今年度も昨年度と同様に点検評価結果と全事業の進行管理を合わせた報告書を作成し、いただいたご意見については計画の進行や見直しなどに活かしてまいりたいと考えております。

2 ページは、評価委員会委員の名簿です。委員長には昨年度も委員長を務めていただいた横浜国立大学教授の新井秀明氏、副委員長には昨年度も副委員長を務めていただいた学校・家庭・地域連携推進会議会長会長の北橋節男氏、委員には昨年度も委員をお願いした湘南工科大学准教授の三浦康之氏、今年度新たに委員をお願いした藤沢市PTA連絡協議会副会長の中林奈美子氏の4名により評価委員会を組織いたしました。

開催状況ですが、第1回を7月8日に実施し、教育振興基本計画にある99事業についての質疑応答の後、点検・評価の対象となる施策の柱及び事業を決定していただきました。質疑応答の際に現在、第2期藤沢市教育振興基本計画の策定に取り組んでいる中で、今後は防災やキャリア教育などの課題にしっかりと取り組んでいかなければならないというようなご意見が挙げられていること、また、引き続き確かな学力の向上や教師の多忙化の解消を進めることが重要である。これらの観点を踏まえて学校教育分野から教育課程推進事業、教育文化センター研究研修事業、学校支援コーディネーター制度事業、課外活動関係事業、学校施設長寿命化事業の5つの事業が選ばれております。

また、生涯学習分野からは保護者を含めた大人の教育や学校・家庭・地域の連携を進めることが重要であるという観点から、社会教育関係事業と公民館運営事業、さらに学校・家庭・地域連携推進事業の、3つの事業が選ばれております。この結果、今回の点検・評価の対象事業は8事業となっております。8事業の一覧については5ページに記載しておりますので、ご覧いただければと思います。

第2回は7月22日に実施し、点検・評価の対象となった事業について担当課より事業説明を行い、質疑応答を行っております。

第3回は8月6日に実施し、対象事業及び進行管理について講評と教育委員会へのアドバイスをいただいております。

第1部の点検・評価の説明ですが、6ページから14ページは、それぞれ抽出された8つの事業の報告書という形で記載しております。

15 ページから 20 ページは、評価委員会からいただいたご意見を事業ごとに一覧にまとめたものです。事業の記載の仕方は、評価委員会からのご意見と、そのご意見に対する担当課からの方向性を示しております。主なご意見をご紹介します。

「教育課程推進事業」については、基本方針に対しても大変重要な事業だと思うので、今後も継続して事業の充実を図ってほしい。「教育文化センター研究研修事業」については、防災と自然研究部会の立ち上げについては、適切なものであると考える。第 2 期の教育振興基本計画にも繋げていってほしい。また、「学校支援コーディネーター制度事業」については、ボランティア化しているという部分については解決を進めてほしい。「課外活動関係事業」については、大変重要な事業だと思うので、今後もぜひ継続して事業の充実を図ってほしい。「学校施設長寿命化事業」については、耐震化は長寿命化と同じ括りに入れてはどうかというようなご意見。「社会教育関係事業」については、基本方針、施策の柱のどちらにも大変貢献している事業だと思うので、ぜひ継続してほしい。「公民館運営事業」については、非常勤職員による運営というように組織面での適正化を図っているところなので、この方向で今後も続けていただきたい。「学校・家庭・地域連携推進事業」については、学校と保護者・地域との関係については、双方向のコミュニケーションが大切であるという意味で取り組みは評価したい。以上のようなご意見をいただきました。

第 2 部「藤沢市教育振興基本計画進行管理」です。23 ページから 72 ページは、藤沢市教育振興基本計画の 99 事業を担当課が自己評価して一覧にまとめたものです。それぞれの事業の表の「評価」については、22 ページに評価の基準を記載しております。ランク A は、平成 27 年度目標達成、B は、平成 25 年度目標達成している。C は、平成 25 年度の目標は未達成であるが、現状維持をしている。D は、平成 25 年度目標が未達成のため見直しを行う。E は、廃止の方向で検討している。こういった形で評価をしていただいたところです。それぞれの詳細については、省略させていただきます。

73 ページと 74 ページは、進行管理についての質疑応答及び評価委員会からのご意見をまとめたものです。

75 ページは、教育委員会へのアドバイスとして、4 名の評価委員から藤沢市教育委員会に対する総括的なご意見を記載したものです。新井委員長からは、藤沢の教育委員会の取り組みは教員や学校をサポートする姿勢が明確なので、これからも授業づくりや学校づくりの取り組みを一層支援してもらいたい。北橋副委員長からは、全世代の人たちが子どもたちを守

っていくような藤沢市の教育をこれからも続けてほしい。三浦委員からは、今後は目標の設定を工夫して、何をしたら目標を達成できたのかというようなことを、抽象的ではなく具体的に出して、評価をしやすい必要があるのではないか。中林委員からは藤沢に住むすべての人が自分らしさを見つけられるような、子どもたちはもちろんのこと市民全員が笑顔で生活できるような生涯学習の場所を提供できるようにお願いしたい、というような代表的なご意見をいただいたところです。

79 ページは第 3 部「教育委員会の活動状況」を記載いたしました。83 ページから 88 ページは、「参考資料」として、藤沢市教育振興基本計画体系図、99 事業、評価委員会設置要綱を添付しております。なお、この点検・評価の報告書については、市議会 9 月定例会の決算資料として議会に提出してまいりたいと考えております。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

井上委員長 事務局の説明が終わりました。議案第 18 号についてご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

阪井委員 評価委員会委員から教育委員会へのアドバイスということで幾つかの問題点、改善点をいただいておりますが、点検・評価について教育委員会側からの立場でものを見るのではなく、市民や保護者のご意見を聞く機会があったらいいとか、実際に事業をやったか、やらないかではなく、その中身が大事であるというようなご意見をいただいているように感じます。その辺をよく考えて、次の計画を立てるときには、定性的ものと定量的なものを混在させたような目標の立て方ではなく、定性、定量的な両方の目標に基づいて計画を立て、進捗を図っていくこと、そして市民や保護者からのご意見をいただいて、評価していただく形を取っていくことが大事ではないかと考えます。27 年度目標が達成されるようお願いいたします。

井上委員長 4 名の委員には大変いいご意見をいただき、点検・評価結果を全事業の進行管理とあわせた報告書を作成していただきました。いただいたご意見については計画の進行、見直しに反映させてほしいと思います。4 名の委員の方々には精力的に検討していただいた結果であるとして御礼申し上げます。

井上委員長 他にありませんか。
ないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

井上委員長 それでは、議案第 18 号平成 26 年度(平成 25 年度実績)藤沢市教育委員会の点検・評価及び藤沢市教育振興基本計画の進行管理については、原案のとおり決定いたします。

×××

井上委員長 次に、議案第 19 号藤沢市図書館協議会委員の任命についてを上程いたします。生涯学習部の説明を求めます。

栗原総合市民図書館長 議案第 19 号藤沢市図書館協議会委員の任命について、ご説明いたします。この議案は、現在、任命しております藤沢市図書館協議会委員の任期が 8 月 31 日をもって満了となることに伴い、新たに委員を任命するために提案するものです。

藤沢市図書館協議会は、図書館法の規定に基づき設置されておりまして、図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関となっております。藤沢市図書館に関する条例第 5 条の規定により、委員の定数は 7 名、委員の任期は 2 年となっております、新たな委員の任期は 2014 年（平成 26 年）9 月 1 日から 2016 年（平成 28 年）8 月 31 日までとなります。

委員候補者の選出区分は、学校教育関係者 1 名、社会教育関係者 2 名、家庭教育の向上に資する活動を行う者 1 名、学識経験者 3 名、そのうち 1 名が公募の委員となっております。委員候補者の男女別内訳は、男性 4 名、女性 3 名、また、新任候補者が公募を含めて 3 名、再任候補者が 4 名となっております。

それでは、議案書を読み上げます。（議案書朗読）

井上委員長 生涯学習部の説明が終わりました。議案第 19 号についてご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

関野委員 委員 7 名のうち新任は 2 名ということですが、任命にあたってのプロセスを教えてください。

栗原総合市民図書館長 任命のプロセスについては、新任候補者 2 名のうち 1 名は学識経験のある者として推薦をいただき、もう 1 名は学校教育関係者として小学校教頭会からの推薦となっております。なお、公募委員も新任となります。

阪井委員 今回、新任委員に学識経験者と公募委員もいらっしゃいますが、それぞれどのような経験がある方ですか。

栗原総合市民図書館長 学識経験者の新任の方は、鶴見大学図書館事務長をされた方です。もう一人の公募委員は、横浜市の地区センターで経験を積まれた方となっております。

井上委員長 それぞれの選出区分から選ばれた委員ですが、その任務を全うしていただいて、図書館長への意見を述べていただければと思います。

井上委員長 他にありませんか。
ないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

井上委員長 それでは、議案第 19 号藤沢市図書館協議会委員の任命については、原案のとおり決定いたします。

×××

井上委員長 次に、議案第 20 号藤沢市スポーツ推進審議会委員の任命についてを上程いたします。生涯学習部の説明を求めます。

小野生涯学習部参事 議案第 20 号藤沢市スポーツ推進審議会委員の任命について、ご説明いたします。この議案を提出したのは、藤沢市スポーツ推進審議会委員のうち学識経験のある者 1 名に欠員が生じたため、藤沢市スポーツ推進審議会条例第 2 条及び第 3 条並びに第 4 条の規定に基づき、補欠の委員を任命するためです。委員候補者については、藤沢市社会教育委員会議から推薦された委員で、任期は前任者の残任期間となるものです。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

井上委員長 生涯学習部の説明が終わりました。議案第 20 号について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

井上委員長 特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

井上委員長 それでは、議案第 20 号藤沢市スポーツ推進審議会委員の任命については、原案のとおり決定いたします。

÷÷

井上委員長 その他に入ります。

(1) 第 2 期藤沢市教育振興基本計画の策定について、事務局の説明を求めます。

杉山教育部参事 第 2 期藤沢市教育振興基本計画の策定について、ご説明いたします。(議案書参照)

1 藤沢市教育振興基本計画について

「藤沢市教育振興基本計画」は、国の策定する「教育振興基本計画」及び神奈川県教育委員会の策定する「かながわ教育ビジョン」を参酌し、「藤沢市新総合計画」の教育に関する部門別計画を担うものとして、平成 23 年 3 月に策定いたしました。

本計画は、教育に関する総合的な中期計画として、概ね 10 年後を見据えた基本構想をもとに、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間に、総合的かつ計画的に取り組むべき施策を示したものです。この間、本市教育委員会におきましては、計画に謳っております基本理念を実現するため、3つの目標と7つの基本方針のもと、事業に取り組んできたところです。

2 第 2 期藤沢市教育振興基本計画策定の背景

平成 25 年 6 月、国において「第 2 期教育振興基本計画」が閣議決定されております。さらに平成 26 年 4 月、本市において「藤沢市新総合計画」に代わり、新たに「藤沢市市政運営の総合指針 2016」が策定されております。これらを受けて、本来、本計画を改定すべき時期を 1 年前倒しし、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間に、重点的に取り組む方向性を示すものとして、今年度「第 2 期藤沢市教育振興基本計画」を策定するものです。

3 第 2 期藤沢市教育振興基本計画策定のポイント

(1) 国の「第 2 期教育振興基本計画」では、教育をめぐる社会の現状と課題として、少子化・高齢化による社会活力の低下、また、社会のつながりの希薄化によるセーフティネット機能の低下、さらには格差の再生産、固定化など、直面する危機として掲げるとともに、東日本大震災からの教訓として人の絆の重要性が示されております。これらを受けて今後の教育行政の基本的方向性として、①社会を生き抜く力の養成、②未来への飛躍を実現する人材の養成、③学びのセーフティネットの構築、④絆づくりと活力あるコミュニティの形成の 4 つを位置づけております。

(2) 本市の「藤沢市市政運営の総合指針 2016」においては、8 つの基本目標を設定しておりますが、その一例として「子どもたちを守り育む」を位置づけております。本市の教育をめぐる社会の現状と課題として、核家族化の進展や地域とのつながりの希薄化、子育て支援へのニーズの多様化、さらには支援を必要とする子どもたちの増加などを掲げているところです。そこでこれらの課題の解決に向け、①「次代を担う子どもたちを守り育む地域社会」の構築、②子どもたちの「生きる力」を育む、③健やかな成長を実感できる都市を目指す、この 3 つに取り組むとしております。

そこで、第 2 期藤沢市教育振興基本計画の策定にあたりましては、こうした国あるいは本市の方向性を踏まえ、社会情勢の変化に伴う新たな課題として「子どもと社会をつなぐ教育」や、防災を中心とした「命を守る教育」などを計画策定のポイントに据えて、重点的に取り組んでいきたいと考えております。

4 これまでの取り組み

本年 5 月に学識経験者 2 名、地域の関係者 2 名、学校関係者 3 名、合計 7 名の委員で構成する「第 2 期藤沢市教育振興基本計画策定委員会」を立ち上げ、計画の策定に係る諮問を行うとともに、これまで 4 回開催する中で、計画の素案についてご検討をいただいているところです。さらに庁内の関係部門の検討組織として、教育部及び生涯学習部の職員 12 名から構成する「第 2 期藤沢市教育振興基本計画検討連絡会」を立ち上げ、策定委

員会と並行しながら5回、開催してきたところです。

5 今後のスケジュール

9月に策定委員会からの答申を受ける予定です。10月にはパブリックコメントの募集、12月には市議会定例会で計画の中間報告、年が明けて市教育委員会定例会にて議案としての上程、ご承認いただければ、平成27年2月市議会定例会において最終報告をしていきたいと思っております。なお、第2期藤沢市教育振興基本計画の発効については、平成27年4月を予定しているところです。

12ページは、現在の藤沢市教育振興基本計画の基本理念、3つの目標、7つの基本方針を示しております。これをもとに策定委員会で検討し、さまざまなご意見をいただき、来年度の4月に向けて進めてまいりたいと考えております。説明は以上です。

井上委員長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

阪井委員 パブリックコメントはどのような方法で募集し、期間はどのくらいですか。

杉山教育部参事 パブリックコメントについては、「藤沢市教育委員会パブリックコメント手続規程」にのっとり進めていきたいと考えております。流れとしては、市民への予告として広報紙、ホームページ等でお知らせしていきたいと考えております。現在の予定では、9月25日号の広報に掲載していきたいと考えております。そしてご意見の公募期間については、規程の中で原則30日と定められておりますので、10月の約1ヵ月程度を公募の期間と想定しております。その後については、いただいたご意見を公表するという段取りになりますが、その間、教育委員会の内部等で意思決定した後、年明けにホームページ等で結果をお知らせしていきたいと考えております。

阪井委員 先ほどの点検・評価でも保護者や市民の意見を聞くということがありましたので、パブリックコメントについても市民によくお知らせして、たくさんのご意見がいただけるといいと思います。

関野委員 スケジュールどおり、来年4月に発効ということになると、その後、冊子になって配られると思いますが、それはどういう方に何部ぐらい配る予定ですか。

杉山教育部参事 来年4月を目途に発効ということ想定しているところですが、教育委員会内部はもちろん議会議員等にお配りすることになると思います。また、インターネットに掲載することで市民の方々がダウンロードすることができる方法に加えて、市民センター・公民館等一般の方々の目に触れるような場所に配架をしていきたいです。そのあたりについても、今後より

多くの方にお知らせできる方法を検討してまいりたいと考えております。部数については現時点では想定できませんので、ご容赦願います。

関野委員 策定委員会に参加して、中身も読ませていただいているのですが、大変よくつくり込んでいるので、小中学校の保護者の方等に読んでほしいです。ネットで公開するといってもなかなか手に届かない部分があるので、その辺は工夫していただいて、できれば全児童生徒の保護者の方の手元に抜粋でもかまわないので、届くような手法を考えていただきたいと思います。

井上委員長 こちらについても委員の方々の貴重なご意見が載せられており、よくまとめられているので、広く市民の皆さんに知らしめるための方法を考えていただけたらと思います。

井上委員長 他にありませんか。

ないようですので、了承することといたします。

×××

井上委員長 (2)「いじめ防止対策」の進捗状況について、事務局の説明を求めます。

小木曾教育指導課長 「いじめ防止対策」の進捗状況についてご説明いたします。(資料参照)

1 趣旨について、本市教育委員会における「いじめ防止対策」は、平成25年9月及び平成26年2月藤沢市議会定例会子ども文教常任委員会において報告しましたので、今回はその後の新たな動きと(仮称)藤沢市いじめ防止条例制定に向けての進捗状況について報告を行うものです。

2 「いじめ防止対策」に関する進捗状況について、本年度、特に重点的に行っている事業は(1)学校いじめ防止対策基本方針についてです。藤沢市立小・中・特別支援学校は、平成26年2月に策定した藤沢市いじめ防止対策基本方針である、「すべての子どもたちが、笑顔でかよえる学校づくりのための基本方針」を参酌して、本年5月までに「学校いじめ防止対策基本方針」を策定し、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応に努めております。なお、各学校では、学校ホームページや学校だより等を通して、広く保護者や地域に公表しております。

(2)「いじめ相談ホットライン」について、いじめ相談ホットラインについては、本年4月1日より相談時間を24時間、365日に広げております。アの、昨年8月の開設以降、本年7月末までの相談件数については39件でした。イの、相談時間を24時間、365日対応に広げた4月1日以降、7月末までの相談件数は21件でした。相談時間帯別の内訳は、平日9時から17時までの相談が8件であったのに対し、新たな相談時間帯となった平日17時から翌朝9時までと、土日・祝日における相談は13件で

した。これは相談時間帯を広げたことにより、相談者のニーズに合わせた対応ができるようになったことの表れであると捉えております。ウは、時間帯別の相談者と相談内容の内訳です。表①と表②のいずれの時間帯におきましても、主たる相談者は保護者であるという傾向がありました。主な相談内容としては、学校での我が子へのいじめを不安に思う保護者からの相談であるとか、学校の対応についての相談が多く、夜間・休日の時間帯については、いじめ以外の相談も寄せられております。なお、学校や個人が特定できる案件については、学校とともに事案の解決を図っております。

(3) 「いじめ相談メール」について、子どもたちや保護者がより相談しやすいページにしていくため、相談フォームを再改修しました。アの、昨年8月の開設以降、本年7月末までの相談件数は13件でした。イの、本年4月以降7月末までの相談件数は7件でした。表③は相談者と相談内容の内訳を記載しております。相談者は生徒本人からの相談が多く、本市以外の相談者が5件ありました。また、相談内容としてはいじめに限らず、相談者や教員との関係など多岐にわたっております。

(4) 「いじめ防止対策担当スクールカウンセラーの配置」では、主な活動実績として3点で、アの、学校への支援については、早急な対応が必要な学校に対し4件の支援を行っております。イの、学校、藤沢市教育文化センターにおけるいじめに関する研修については、学校等からの要請研修を2回、教職員向け研修講座を2回、計4回実施しております。ウの、各校の課題把握ための学校訪問については、8月末までに18校を訪問しております。指導主事、学校問題解決支援員とともに、この1年間ですべての小・中・特別支援学校を訪問し、各学校の課題について状況の把握と支援を行っていく予定です。

(5) 「いじめ防止プログラム」については、これまでどおりのプログラムのほか、学校からの要望に応じて時間短縮版プログラムである「いじめ防止教室」を今年度より実施してまいります。アの、これまでどおりの「いじめ防止プログラム」については、今年度は小学校5校、中学校8校より実施希望が出ております。イの、いじめ教室については、小学校2校、中学校6校より実施希望が出ております。なお、「いじめ防止プログラム」と「いじめ防止教室」を違う学年での実施を希望する学校が2校あります。

3 (仮称) 藤沢市いじめ防止条例について (1) これまでの検討経過は、昨年11月より行われました藤沢市いじめ問題対策連絡協議会検討会では、藤沢らしい条例にするべき、子どもにもわかりやすい条例が良い、子ども向けの解説リーフレットを作成したらどうかといった意見が出されました。それらの意見をもとに、現在、4月に立ち上げた「藤沢市いじ

め問題対策連絡協議会」で条例案を検討しているところです。(2)今後のスケジュールでは、本条例については全市的な視野に立って策定していく必要があることから、11月に企画政策部と連携してパブリックコメントを実施し、寄せられた意見等を斟酌した上で、平成26年12月市議会定例会において条例案の中間報告を行う予定です。その後、平成27年2月市議会定例会において議案として上程し、平成27年4月の条例施行を予定しております。(3)現在、検討している条例(項目案)については、前文のほか第1条の「目的」から第14条の「委任」まで資料に記載しております項目での検討を行っております。「郷土愛あふれる藤沢」らしく、市民全体でいじめを許さない文化と風土をつくることを目指す条例の制定に向け、今後も引き続き検討を進めてまいります。

最後に、平成26年度藤沢市いじめ防止対策については、参考として本年度行っておりますいじめ防止対策の年間予定と内容を記載しておりますので、ご覧いただければと思います。

井上委員長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

赤見委員 いじめ相談ホットラインの利用状況を見ると、平日だけだったのが、土日・祝日も365日、24時間対応にしたということですが、数的にはあまり多いとは思えないですけれども、時間帯別の土日の件数、夕方から12時まで、深夜の12時から9時までの分類ができていたら教えてください。

窪島教育指導課指導主事 現在、手持ちの資料はございませんが、24時間対応については、夕方5～6時ごろ、深夜の12時～1時ごろの時間帯の相談が他の時間帯より多く見られております。

赤見委員 数が多くないので分類も難しいかと思いますが、時間帯を増やして件数が増えたとはとても思えないし、24時間対応にすると運営も大変だと思いますけれども、今後、利用状況を見ながら時間帯を変更する予定はありますか。

窪島教育指導課指導主事 24時間、365日対応にした理由の1つは、子どもたちや保護者が学校等へなかなか相談できないけれども、心配なことがあるといったことに対して、いつでも門戸を広げておきたいという気持ちもございます。そういった中で、本年4月より始めたものですので、もうしばらく様子を見て、その後、必要であれば検討していきたいと考えております。

赤見委員 あまり多くても困るでしょうし、その辺は難しいでしょうが、しばらく様子を見てやっていただきたいと思います。

井上委員長 とても努力をされていると思いますけれども、少し件数が少ないから、これは本当にいいことだと思っていいのか、あまり浸透していないから少

ないのかというあたりを検討していただいて、すぐに入り込んでいけるような形のをさらに検討していただければと思います。

吉田教育部長　　まだまだこの「いじめ相談ホットライン」が浸透していないのではないかとこのことでもありますので、2学期に入りましてから、子どもたち全員に名刺大のものを配り、また広報ふじさわ等にも掲載する予定ですので、そういった形で市民には周知を図ってまいりたいと考えております。

井上委員長　　何かあったらすぐに連絡できるようなものが近くにあると、相談件数が増えると思いますし、それが解決につながるのではないかと思います。

井上委員長　　他にありませんか。

ないようですので、了承することといたします。

×××

井上委員長　　(3) 平成 25 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について、事務局の説明を求めます。

小木曾教育指導課長　平成 25 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について、ご報告いたします。この体力・運動能力、運動習慣等調査は、毎年実施しているもので、平成 25 年度の結果がまとまりましたので、ご報告するものです。(資料参照)

1 趣旨は、平成 25 年度体力・運動能力、運動習慣等調査については、国が実施した全国体力・運動能力、運動習慣等調査(悉皆調査)における本市の児童生徒の結果を全国、神奈川県の結果と比較・分析し、傾向をまとめたものです。

2 実施状況は、全国調査は平成 25 年 5 月から 7 月にかけて悉皆で実施されております。対象学年は小学校 5 年生、中学校 2 年生です。対象学校数、対象人数は表に記載しております。調査内容は、小学校、中学校とも実技 8 種目と質問紙調査からなっております。なお、本報告においては、質問項目の中から 6 項目を抜粋しております。

3 藤沢市立小学校 5 年生体力・運動能力調査の結果は、体力・運動能力調査の結果を一覧表にしております。小学校 5 年生の体力・運動能力調査結果について、男女ともに握力、50m 走において全国、県の数値を上回っております。男子については長座体前屈、反復横とび、20m シャトルラン、立ち幅とび、ソフトボール投げで全国・県の数値を下回っております。女子については長座体前屈、反復横とび、ソフトボール投げで全国・県の数値を下回っております。

4 藤沢市立小学校 5 年生の運動習慣等の結果および生活と体力・運動能力の関係については、体力・運動能力調査と質問紙調査の結果をクロス集計し、設問ごとにまとめたものです。4 ページ以降にグラフ化しており

ます。①「運動部やスポーツクラブへの所属と体力」では、スポーツクラブ等に所属している児童は、体力合計点、総合評価ともに高い傾向にあります。②「運動やスポーツの実施状況と体力」では、運動頻度の高い児童は体力合計点、総合評価ともに高い傾向にあります。③「運動やスポーツの好ききらいと体力」では、運動の好ききらいが体力の向上に影響していると、読み取ることができると思います。④「朝食摂取の有無と体力」では、朝食の摂取率は全国・県とほぼ同様の傾向になっています。全国のデータでは、朝食を毎日食べている児童は体力が高いという傾向になっていますが、藤沢市のデータに限定すると体力合計点、総合評価においても朝食摂取率との相関関係ははっきり現れてはおりません。⑤「睡眠時間と体力」では、小学校5年生においては睡眠時間が長いほど体力合計点が高い傾向にあります。⑥「テレビの視聴時間と体力」では、全国・県と比較してやや長めの視聴時間となっていることがわかります。視聴時間が短いほど体力合計点が高い傾向にあります。

「調査結果の傾向」は、今回の調査においては男女ともに力強さの要素である50m走と握力の数値が高く、タイミングの良さと体の柔らかさの要素が低い傾向にあります。50m走と握力の数値が高く、体の柔らかさの数値が低い傾向にあるのは、昨年度と同様の傾向になっております。バランスよく体力・運動能力が高められるような運動の内容や仕方を指導する必要があると考えております。日ごろの運動実施状況や睡眠時間などが体力向上に影響していると思われれます。

5 藤沢市立中学校2年生の体力・運動能力調査の結果では、表は小学校5年生と同様の記載となっております。なお、中学校においては持久走、20mシャトルランのどちらかを選択するとなっております。中学校2年生の体力・運動能力調査の結果については、男子は握力、反復横とび、持久走、20mシャトルラン、50m走、ハンドボール投げにおいて全国・県の数値を上回っております。女子は握力、持久走、50m走において全国・県の数値を上回っております。また、女子については上体起こし、長座体前屈が全国・県の数値を下回る結果となっております。

6 藤沢市立中学校2年生の運動習慣等の結果および生活と体力・運動能力の関係は、小学校5年生のものと同様に12ページ以降にグラフ化して掲載しております。①「運動部や地域スポーツクラブへの所属状況と体力」では、運動部へ所属している生徒の方が、体力が高い傾向にあります。②「運動・スポーツの実施状況と体力」では、ほとんど毎日運動を行う生徒と全くしない生徒では体力合計点、総合評価において開きがあることがわかります。③「運動やスポーツをすることが好きか」では、運動やスポ

ーツをすることが好きと考えている生徒ほど体力が高い傾向にあります。④「朝食摂取の有無と体力」では、男女とも約 83%が朝食を食べております。先ほどの小学校5年生と比較してみますと、「食べる」の割合が若干減っていて、「食べない」の割合が若干増加しています。朝食を毎日食べる生徒の総合評価のABCの割合が高く、朝食の摂取が体力の向上にも影響しているということがわかると思います。⑤「1日の睡眠時間と体力」では、6時間から8時間の睡眠を取っている生徒は、体力合計点、総合評価においても体力が高い傾向にあります。8時間以上睡眠を取っている生徒の体力合計点が低い結果となっておりますが、これについては、全国のデータを見ても同様の傾向となっております。ここが小学校と違うところです。⑥「1日のテレビの視聴時間と体力」では、体力合計の平均点を比較して見ると、視聴時間が短いほど体力合計点の平均は高くなっています。

今回の調査では、男女とも力強さの要素である握力と 50m走と、動きを持続する能力の持久走の数値が高い傾向にあることがわかりました。握力、50m走については、男女とも昨年と同様に数値が高い傾向となっております。男子については持久走、シャトルランの数値が高いことも昨年と同様の傾向となっております。上体起こしについては、男女とも低い傾向となっております。睡眠時間が6時間未満の生徒の割合、朝食を摂らない生徒の割合が全国・県と比較して高くなっています。適正な睡眠時間を取る等の望ましい生活習慣の定着を図ることが必要であると考えております。

7 結果の活用についてですが、調査記録については、児童生徒が自分の体力や運動能力を把握し、日常の生活に生かすことができるよう、児童生徒一人ひとりの「体力・運動能力調査記録カード」に記録して指導しているとともに、家庭へもお知らせしております。また、運動習慣や生活習慣について児童生徒自身が自分の課題をとらえ、改善が図れるよう平成23年に県より配布された生活習慣診断ソフト等を活用しながら、日常的に運動へ取り組む意識や望ましい生活習慣を形成しようとする意欲を高めることに努めてまいります。中学生女子に見られる運動やスポーツに親しんでいる生徒、運動をほとんどしない生徒の二極化については、入部している部活動との関係も大きく影響しております。女子においては7割の生徒が週に1日は運動をするのに対し、残り3割の生徒がしない、または月に1日から3日と回答しております。

全国調査の報告を見ると、運動することが苦手であったり、嫌いであったりする児童生徒は、「好き、できそうな種目があれば」、「友だちと一緒にできたら」、「自分のペースで運動ができれば」積極的に運動してみたい

と回答しております。このような条件を取り入れ、体育や保健体育の授業の工夫充実を図ることで、運動を好きになる児童生徒が増えていくと考えられます。学校訪問の機会を捉えて、体育の授業について、取り上げる種目や練習場所の設定の工夫について指導と助言をしてみたいと考えております。

生活習慣の見直し、体力づくりの興味・関心の喚起等、子どもの体力・運動能力の向上には、学校・家庭・地域との連携が重要であることから、この資料を学校へ送付するとともに、本市教育委員会ホームページ上に公開し、周知してみたいと考えます。今後も児童生徒にとって運動しやすい環境づくりを推進し、体力向上を図ってまいりたいと思います。

井上委員長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

赤見委員 小学校5年生の「調査結果の傾向」に、「市内5年生男子女子の体力は「力強さ」の要素が高く、「タイミングの良さ」と「体の柔らかさ」の要素が低い傾向」とありますが、小学生のころは、体力はもちろん大事ですが、筋体力よりも技術的な要素を育てるのに大事な時期だと思うので、その辺も考慮して体育授業や体育活動に生かしていただければと思います。

それから最近の子どもは体が固いということもありますし、肥満の子も多いですけれども、質問紙調査で身長、体重などの質問項目はあったのかどうか、他の質問はどのようなものがあったのか、教えていただきたい。

佐々木教育指導課指導主事 質問紙の中には身長、体重、座高など体格を集計するところも入っております。その他の質問項目としては、例えば「運動やスポーツをすることは得意ですか」とか、「どういうことがあれば運動やスポーツをしてみようと思いますか」など40項目があります。

赤見委員 できれば、体格と運動能力との分析もしていただければと思います。

それから中学校の「調査結果の傾向」に、「睡眠時間6時間未満の生徒の割合が全国・県に比べて高い」となっています。睡眠時間が少なくなっている理由を調べた分析結果があれば教えてください。

松原教育指導課主幹 中学生の睡眠時間が減少するところについては、夜、遅い時間まで学習に取り組むとか、夜間、塾に通う生徒が増えてきているという状況、さらには部活動等に所属している生徒については、朝練習等があるといった状況の中で、睡眠時間自体が減少しているととらえております。

赤見委員 最近はライン（LINE）と言われるものが流行していて、夜中でもそれに答えないとなかなか友達関係が築けないという話もありますので、その辺のところも注意深く指導していただければと思います。

関野委員 睡眠時間とテレビの視聴時間、朝食の摂取といった日常生活に関するこ

とは小学校、中学校で先生から日常的に指導は入っているのでしょうか。例えば、目安の睡眠時間とか、テレビは何時間までしか見てはだめとか、そういう指導は普段あるのでしょうか。

小木曾教育指導課長 日常的に指導している部分はあると思いますし、また、体育の授業で規則正しい生活という中で学習をしている部分があります。睡眠時間が少ないと健康によくないとか、テレビやゲームのし過ぎには注意しましょうということについては、授業を捉えながらやっている部分はかなり多くあると思います。

関野委員 睡眠時間は、中学生になると授業中寝ている子たちも出てくるかと思えますけれども、特に注意をしないといけないところかと思えますので、先生方一人ひとりが気をつけて、成長に関わる問題だと思えますので、ぜひ指導を強化していただきたいと思えます。

吉田委員 大変、ご心配いただいていると感じるのですが、日常的に指導する部分と授業の中で科学的に自分の身を振り返りながら、いろいろな条件を考えていくということもあります。特に中学生になると、睡眠の必要性の科学的な分析とか朝食を摂ることによる体の仕組み、体力との関係など学んでいきますので、小学校1年生から中学3年生まで、その時々での成長の過程に合わせて教員は一生懸命努力をしているとご理解いただければと思います。

阪井委員 小学校5年生の朝食摂取と体力のところ、本来、食べない子は体力合計点が低くなるどころが高くなっているという結果については、何か原因が考えられますか。

小木曾教育指導課長 資料の7ページに、「食べない」と答えた子どもが22人いて、その分母数によってということもありますが、たまたまその22人が運動能力の高い子だったりする場合もなきにしもあらずかなと、そういうところが影響して、今回、藤沢の中ではこういう結果が出ているのかなと推測しております。

阪井委員 そのように分析されているなら安心です。食事は毎日摂ることが体力、健康の増進に大きく影響すると思えますので、ご指導、よろしく願いいたします。

井上委員長 全国200万人規模で行った正確なデータと思えますので、そういったことを踏まえて保護者への説明、現場の先生方への説明は必要になってくると思えます。特に保護者への説明が大変重要と思えますので、よろしくご指導をお願いいたします。

井上委員長 他にありませんか。
ないようですので、了承することといたします。

×××

井上委員長

次に、(4) 学校給食費の公会計化について、事務局の説明を求めます。

神尾教育部参事

学校給食費の公会計化についてご説明いたします。(資料参照)

学校給食の負担区分については、学校給食法第 11 条で、給食調理場の光熱水費や調理員の人件費等については市の負担となっており、食材費に要する経費のみ保護者の負担となるものです。

1 制度制定の背景と必要性

現在、本市の学校給食費は、小学校と特別支援学校において、口座振替若しくは現金で集金・管理した後、各学校から直接食材業者へ支払いをする「私会計」方式としておりますが、大きく 4 点の課題が見えております。1 点目は、集金や支払いが、法的に管理者が明確でないこと。2 点目は、給食費業務に携わる教職員の負担となっていることで、教育活動に充てる時間の確保が図れないこと。3 点目は、現金集金の場合は、安全管理上課題があること。4 点目は、未納金の状況により、食材業者への支払いが遅延することとなっております。このことから、現在学校ごとに行われております給食費の取り扱いを見直し、市の予算に位置づけ、予算、決算、監査等、市の会計ルールに基づいて行う「公会計」方式に移行するものです。

2 公会計のイメージ図

現行制度の「私会計」では、児童・生徒の保護者が、食材費にあたる給食費を学校指定の金融機関から口座振替若しくは現金で各学校長口座へ入金後、各学校が直接食材業者へ支払いをしています。これに対し、新制度の「公会計」では、保護者が希望する金融機関から口座振替により市の会計口座へ入金し、市の会計ルールに基づいて食材業者へ支払いされるものです。

3 公会計化の目的

1 点目は、コンプライアンスの確保が図られること。2 点目は、教職員の給食費に関わる事務負担が軽減されることで、児童と向き合う時間が多くなること。3 点目は、安全性の向上が図られること。4 点目は、利便性の向上が図られること。5 点目は、業者への速やかな支払いができることなどで、私会計での課題解決が図られることとなります。

4 学校給食費の額・納付方法

額については変更ありません。納付方法については、これまで学校指定の金融機関のみで行ってございました口座振替を市の指定金融機関から選択できるようにし、また、希望により納付書での納付を可能とするなど、保護者の利便性の向上を図りました。なお、従来、保護者にご負担いただいていた口座振替の手数料については、市の負担となり、保護者の負担は

なくなるものです。

5 学校給食費の減額等

(1) 減額の例については記載のとおりで、これまでと変更はありません。

(2) 免除の例については、未納対策も念頭に置いて、新たに「その他市長が特に認めたとき。」を新設したいと考えております。適用の一例として、現在、市が就学援助費の支給を行っております準要保護世帯については、給食費を全額免除とし、給食費分の就学援助は支給しないということです。これにより準要保護世帯の給食費の未納は解消されるものと考えております。また、要保護世帯については、代理納付制度を活用して保護者の収納手続を簡素化することにより、振替不能を事前に防ぐことを検討しております。なお、私会計から公会計へ移行しました県内の自治体では、いずれも未納額が増加しております。その大きな要因としては、未納対策を学校から切り離したことによるものとお聞きしております。このことから本市では、公会計移行後も督促状等を学校経由で保護者に通知するなど、学校と連携を密にし、積極的・継続的に納付を促すよう発信してまいりたいと考えております。

6 今後の主なスケジュール(案)

公会計化に伴う帳票類等の作成及び専用システムの賃借料等を盛り込んだ補正予算を、9月市議会定例会に上程するものです。また、10月には学校給食に関する条例案についてのパブリックコメントを実施し、11月の教育委員会定例会において条例案をご承認いただいた後、12月市議会定例会において条例案を上程し、平成27年4月運用開始予定と考えているところです。

井上委員長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

赤見委員 今までは未納額が多いと食材費が十分調達できなくて、給食の質が落ちたこともあったかもしれませんが、それが公会計化によってなくなるのは非常に嬉しいことかと思えます。公会計化によって未納額が増加しないように、よろしくお願いいたします。

井上委員長 他にありませんか。

ないようですので、了承することといたします。

×××

井上委員長 次に、(5) 藤沢市立湘洋中学校津波対策の進捗状況について(報告)の、事務局の説明を求めます。

佐藤学校施設課長 藤沢市立湘洋中学校津波対策の進捗状況について、ご報告いたします。(資料参照)

これまでの経緯ですが、湘洋中学校は沿岸部に立地し、かつ慶長型地震の津波浸水想定区域内に位置しておりますが、校舎棟の屋上が利用できない構造であるとともに、近隣に中高層建築物や高台がないため、早急な津波への対策が求められたものです。このような状況のもと、その対策について昨年度基本構想の検討を行い、昨年 12 月議会でその結果等をご報告しております。この報告と同時期に、同校 P T A から 2 万 5,000 人の署名とともに、津波から子どもたちの命を守るための施設整備を求める市長要望があり、その内容などを踏まえその後の対策を進めてきたところです。

その後の具体的な取り組みとしては、既存校舎 3 階への避難ルート拡充のため、非常用屋外階段の設置に向けた設計を行い、並行して新たな津波避難施設整備に向けた庁内検討会議を立ち上げ、検討を進めてまいりました。その結果、新たな津波避難施設についての一定の計画案がまとまりましたことから、内容等についてご報告いたします。

昨年、ご報告いたしました基本構想のポイントを再度確認させていただきます。(1) 学校施設内の最大津波浸水深は 2 メートルと検証し、その際の校舎棟への津波最大到達高さは 6 メートルと算定しております。既存校舎棟の 3 階床面の高さは、地表面から 8.1 メートルございますので、既存校舎 3 階における避難対応が可能であることが確認されております。

(2) 最大避難収容人数の想定については、合計 2,860 名を想定しております。これに対し、(3) 既存校舎 3 階における最大収容可能人数としては 2,225 名で、その差 635 名が収容しきれない想定となっております。この 635 名を収容するためには、390 平方メートル程度の新たな津波避難施設の整備が必要となります。

(4) 新たな津波避難施設の提案については、3 案が津波避難タワーの設置、1 案がプールを屋内化した上、屋上を避難施設とするという、計 4 つの提案がなされました。以上が基本構想のポイントです。

この基本構想に基づく新たな津波避難施設の整備に向けた取り組みでは、(1) 学校・P T A 役員との意見交換については合計 3 回行っておりまして、安心できる高さや強さを持った施設としてほしいとのご意見をいただいております。(2) 地域との意見交換については、近隣町内会長などと意見交換を行い、施設整備については P T A とよく調整をするようにといったご意見をいただきました。続いて行った近隣住民を対象とした説明会ではさまざまなご意見をいただき、これらに対する説明とより一層のご理解を深めるために、8 月 28 日に 2 回目の近隣住民説明会を行ってまいります。(3) 庁内検討会議での検討経過では、本年 4 月に立ち上げた後、会議は 8 月までの間に計 4 回開催し、津波避難施設の形態、配置場所、

規模、複合整備の可能性、地域の津波避難計画との整合性などについて、法的規制への対応も含め検討を行いました。

庁内検討会議等での検討結果を踏まえた、新たな津波避難施設の計画概要は、(1)施設形態については、PTAからの要望や津波避難タワーによる生徒への心理的影響を考慮し、平常時は学校施設として活用できる施設を整備することといたしました。(2)施設配置、(3)施設用途、(4)施設規模、(5)施設機能、については資料2をご覧ください。(資料2参照)

施設の配置については、日陰規制や、学校の東側に避難が想定される住宅が多いことなどから、東校舎棟前面とすることといたしました。施設の用途としては、今後、生徒数の増加による教室不足が見込まれることや、教育内容の多様化に対応するためのスペース確保などの観点から、校舎棟として整備することといたしました。

施設の規模、機能については、配置図左側の平面図をご覧ください。まず、1階部分は、既存校舎への風通しや校地内動線などを考慮して、ピロティー構造とする計画としております。その上で教育機能を有する諸室を2階から4階に配置し、3階部分には備蓄倉庫を設けるとともに、屋上にはフェンスを設置してまいります。さらに2階、3階部分を既存校舎と渡り廊下で接続し、施設の東側には屋外階段を設け、地域の方々も常時避難ができるよう計画しております。面積については、建築面積が356.65平方メートル、それと太線内の教室等として使用する部分の延床面積が940.5平方メートルです。施設の高さについては、屋上の床面高さが14.3メートル、4階床面で11メートルとなっております。

(6) 現計画での避難有効面積と収容可能人数は、614.75平方メートルが避難有効面積となっております。ここでの収容可能人数は1,025名で、既存校舎3階での収容可能人数2,225名と合わせますと、3,250名が収容可能な施設となりまして、想定される最大避難収容人数2,860名を上回る計画となっております。以上が新たな津波避難施設の計画概要です。

今後の進め方については、概算事業費といたしましては、(1)非常用屋外階段の工事費が8,088万2,000円、(2)新たな津波避難施設の設計委託料が4,024万1,000円で、こちらは平成26年度、27年度の継続費とし、平成26年度割り額の804万9,000円と、地質調査委託料439万6,000円で、合わせまして9,332万7,000円を今年度の事業費として見込んでおります。なお、新たな避難施設の工事費は、現段階では大まかな数字ですが、およそ7億5,000万円程度と考えております。

今後の具体的なスケジュールについては、今年度

中に完成の予定です。新たな津波避難施設については9月議会後に設計と地質調査に着手いたしまして、設計業務を平成27年9月までに完成させ、平成27年9月議会で工事費を補正予算でお願いしまして、最終的な施設の完成は平成29年2月を予定しております。

井上委員長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

赤見委員 かなり立派な避難施設ができるようですが、全国でこういった避難施設計画が進んでいる自治体があるのかどうか、建設する場合の国や県からの補助は見込まれるのかどうか、教えてください。

山口学校施設課課長補佐 他市の状況ですが、詳細な調査はしておりませんが、特に静岡県の方で先進な事例がありまして、こういった津波避難施設、学校施設のようなものをつくったという事例は聞いておりませんが、非常用の屋外階段といったものは先進的に設置をしている状況の中で、昨年度現地を見させてもらったということがございます。また、国の助成ですが、非常用屋外階段については、国土交通省の防災関連の補助金を受けて整備するというのと、ただいまご説明しました施設については、学校施設ということですので、文部科学省の補助金を受けて整備する予定です。

赤見委員 平時にも有効活用できるように、またいろいろ検討していただきたいと思います。

井上委員長 他にありませんか。

ないようですので、了承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

井上委員長 以上で、本日予定しました、公開で審議する案件はすべて終了いたしました。

委員の方で、前回の定例会から今日までの間で、報告事項のある方はいらっしゃいますか。

井上委員長 それでは、次回の会議の期日を決めたいと思いますが、9月17日(水)午後7時30分から、傍聴者の定員は20名、場所は森谷産業旭ビル4階第1会議室において開催ということでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

井上委員長 それでは、次回の定例会は9月17日(水)午後7時30分から、傍聴者の定員は20名、場所は森谷産業旭ビル4階第1会議室において開催いたします。

井上委員長 以上で、本日の公開による審議の日程はすべて終了いたしました。

午後9時08分 休憩